

郡山市立逢瀬中学校 いじめ防止基本方針

郡山市立逢瀬中学校

【本方針の目的】

郡山市立逢瀬中学校いじめ防止基本方針は、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関し、基本理念を定め、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(いじめ防止対策推進法第一条から)

【いじめの定義】

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第二条 ※法記載「児童等」を「生徒」に変換)

1 いじめ防止対策に関する基本理念

- (1) いじめは、どの子にも、どの学校、どの場所でも起こり得るものであるとともに、気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- (2) いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であるとともに、その態様により、暴行、恐喝、強要等の犯罪行為にもなり得るものである。
- (3) いじめは全ての子どもに関係する問題であり、いじめが許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることが重要である。
- (4) いじめの問題の克服は、学校だけで完結するものではなく、家庭・地域・関係機関等がいじめ防止等に一体となって取り組むことにより、初めて可能となるものである。

2 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(いじめ防止対策推進法第八条)

3 いじめ防止対策の体制整備

いじめの防止及び早期発見、早期対応に係る校内組織を編成し、チームとして組織的な対応の実現を図る。

組織名	構成員
いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）	校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、保健主事

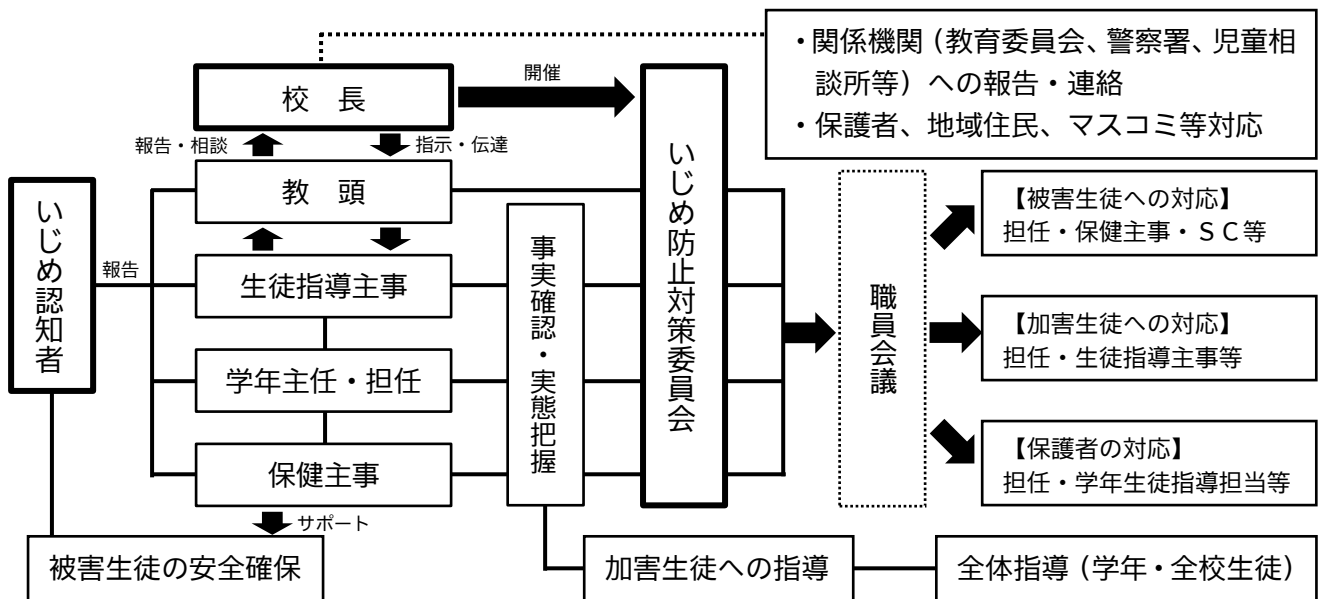
いじめ防止対策委員会の役割

- (1) 校長のリーダーシップの下、全教職員がいじめ防止のために、連携・協力・相談できるように体制整備を行う。
- (2) いじめ防止対策推進に関する研修や情報交換等、教職員の資質向上に必要な措置を計画的に実践する。
- (3) 必要に応じて、スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）、弁護士、医師、スクールサポーター等、専門的知識を有する者からの助言等を効果的に活用する。
- (4) いじめの事実が隠蔽されず、実態把握に対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について、適切に評価を行う。
- (5) 毎週水曜日の生徒指導委員会で、いじめ防止に関する情報交換を行う。
- (6) 道徳・学活の時間を中心に、教育活動全体をとおして、生徒のいじめ防止に関する理解といじめを絶対に許さない風土の醸成を図る。
- (7) 逢瀬中学校区の実態を考慮し、適切な時期に小中合同連絡調整会を学級担任・生徒指導・保健関係の3分野に分けて行い、義務教育9ヶ年をとおした継続的な対応と小中連携を図る。

4 いじめ防止対策計画

	月	未然防止・早期発見	いじめ防止対策委員会	地域・家庭等との連携	関係機関等
1 学期	4	○ＳＣの活用や各種相談 窓口の周知 ○学級組織編成	○逢瀬中学校いじめ防止 基本方針の内容確認 ○生徒指導全体協議会	○授業参観・ＰＴＡ総 会・学年懇談会におい て、いじめ防止基本方 針の周知と共通理解	○ＳＣによ る全校生徒 面談の実施
	5	○地域訪問・家庭訪問 ○個別面談（3年） ○学校生活アンケート①	○学校生活アンケート① の集計と分析	○地域訪問・家庭訪問 ○第1回学校運営協議会	
	6		○中体連後の生活状況把握		
	7	○情報モラル教室 ○思春期講座（3年） ○校内体育祭		○学年懇談会における 情報交換及び情報モラ ル教室への参加	
2 学期	9	○個別面談	○新人戦以降の生活状況 把握		
	10	○校内文化祭 ○学校生活アンケート②	○学校生活アンケート② の集計と分析	○校内文化祭実施のた めの協力依頼	↓
	12	○思春期講座（2年）			○こころの 授業
3 学期	1	○思春期講座（1年）			
	2	○学校生活アンケート③	○逢瀬中学校いじめ防止 基本方針の見直し ○学校生活アンケート③ の集計と分析 ○生徒指導全体協議会	○授業参観・学年懇談会 ○第2回学校運営協議会	
	3	○小中合同連絡調整会	○小中合同連絡調整会		

5 いじめ認知時の連絡体制



6 いじめに対する措置

- (1) いじめに関する通報を受けたときや、生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、事実確認のための具体的な措置を講じ、結果を報告する。
- (2) いじめの事実を確認した場合には、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた生徒又は保護者への支援を継続的に行う。
- (3) いじめを行った生徒への指導、保護者への助言を継続的に行う。
必要に応じ、いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、被害生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- (4) 指導・助言を行うに当たって、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者の間で異なった認識によるトラブルが生じることのないよう、情報共有のための措置等を講ずる。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察署と連携して対処する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) 生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。

7 いじめ防止に対する啓発・教育

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (2) いじめの防止に資する活動であって、生徒が自主的に行うものへの支援、生徒及び保護者、教職員に対する、いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。
- (3) インターネットを通じて行われるいじめ防止のため、必要な啓発活動を行う。

8 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、また、いじめにより生徒が相当の期間（3日間以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、重大事態として以下のような対処を講ずる。

- (1) 重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会又は学校内に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) 重大事態に関する調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及び保護者に事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- (3) 重大事態が発生した場合には、教育委員会を通じて、当該重大事態が発生した旨を市長に報告する。

